

# 米国のEガバメント

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 256 (Jun 7, 2004)

財団法人自治体国際化協会  
(ニューヨーク事務所)

# 目 次

## はじめに

概 要	i
第1章 Eガバメント	1
第1節 Eガバメントとは	1
1 Eガバメントの定義	1
2 Eガバメント構築の目的	1
3 Eガバメント構築に係る日米の差異	1
第2節 住民が求めるEガバメント	2
1 Eガバメントの利用状況	2
2 住民が望むEガバメント像	2
3 Eガバメントに対する住民の評価	3
第2章 連邦政府におけるEガバメントへの取り組み	4
第1節 序論	4
第2節 Eガバメントの導入	4
1 政府の再構築	4
2 アクセスアメリカ	5
3 インフラの整備	5
第3節 法令の整備	5
1 Eガバメント導入への環境整備	5
(1) 連邦法	5
(2) 大統領令	7
2 2002年Eガバメント法	8
第4節 Eガバメント構築に向けての組織と協力体制	9
1 First Gov	10
(1) First Govの設置	10
(2) First Govの概要	10
(3) First Govに対する評価	12
2 複数の連邦政府機関にまたがる特定分野ポータルサイト	12
3 連邦政府機関相互の協力	13
(1) 行政から国民に対するもの	13
(2) 行政から企業に対するもの	15
(3) 行政機関相互のもの	15
(4) 政府内部の効率化等を目的とするもの	16

(5) 全ての利用者に対するもの	17
4 連邦政府ウェブサイトの標準化	17
5 Eガバメント施策データベース	17
6 連邦政府機関による先進的なEガバメント施策	19
<b>第5節 近年の動向</b>	21
1 ブッシュ政権のEガバメント施策の方向性	21
(1) 現状分析	22
(2) 対応策	22
(3) 期待される効果	23
2 ブッシュ政権によるその後の取り組み	23
(1) 2001年Eガバメント法案	23
(2) 2002年度予算教書	24
(3) クイックシルバー構想	24
3 Eガバメント施策の進捗状況	24
(1) 2002年度における進捗状況	24
(2) 2003～2004年度になされるべき施策	25
<b>第3章 州政府におけるEガバメントへの取り組み</b>	26
<b>第1節 州政府レベルでのEガバメントのはじまり</b>	26
<b>第2節 州政府におけるEガバメントの導入状況</b>	26
1 提供されている情報	27
2 提供されているサービス	27
3 インターネットの双方向性機能を活用したサービス	28
4 障害者向けのサービス	28
5 セキュリティ及びプライバシー対策	28
6 英語以外での対応	29
7 質問に対する反応	29
8 総合評価	30
<b>第3節 州政府レベルでの課題</b>	30
1 予算の不足	30
2 人材の不足	31
<b>第4章 カウンティ・市町村レベルにおけるEガバメントへの取り組み</b>	32
1 担当組織	32
2 予算措置	32
3 提供している情報・サービス	32
(1) 提供するサービスの決定	32
(2) 現在提供しているサービス	33

(3) 今後提供を考えているサービス	33
(4) 今後も提供を予定していないサービス	33
(5) 電子調達	33
(6) 地理情報システム (GIS)	33
(7) 職員用イントラネット	34
4 管理・運営	34
(1) 管理・運営の主体	34
(2) Eガバメント開始時の問題点	34
5 導入の効果	34
6 その他	34
(1) デジタル・ディバイドへの配慮	34
(2) セキュリティ及びプライバシー問題	34
(3) その他	34

## 第5章 イリノイ州政府及び同州内市町村における取り組み実例 36

### 第1節 イリノイ州政府 36

1 イリノイ州政府におけるEガバメントの歴史	36
2 組織体制	36
3 提供されているサービス	37
(1) 行政情報の提供	37
(2) 各種様式の提供	37
(3) 各種証明書の発行	38
(4) 税の申告・納入	38
(5) データベースのオンライン利用	38
(6) 地理情報の提供	38
(7) I-BID	38
(8) The Illinois Funds	39
4 課題への対応	39
(1) セキュリティ	39
(2) プライバシー	39
(3) デジタル・ディバイド	39

### 第2節 スプリングフィールド市 39

1 スプリングフィールド市の概要	39
2 組織体制	40
3 提供されているサービス	40
(1) 行政情報の提供	40
(2) 各種様式の提供	40
(3) 双方向機能	40

(4) 図書館	40
(5) その他	40
4 課題	40
<b>第3節 アーリントンハイツ村</b>	41
1 アーリントンハイツ村の概要	41
2 組織体制	41
3 提供されているサービス	41
(1) 行政情報の提供	41
(2) 各種様式の提供	42
(3) 公共料金等の支払	42
(4) 地理情報システム (GIS)	42
(5) その他	43
4 その他	43
(1) 電子調達	43
(2) デジタル・ディバイド	44
5 課題	44
<b>第6章 ワシントン州政府における取り組み実例</b>	45
1 ワシントン州の概要	45
2 ワシントン州におけるIT施策の進展	45
3 州政府におけるEガバメントの基本的理念	45
4 Eガバメントを推進する組織体制	45
(1) ISBの権限と役割	46
(2) DISの権限と役割	46
(3) DIS内部構成	47
5 IT関連予算	48
(1) 予算の規模	48
(2) 部門別内訳	48
6 ポータルサイトの構築	48
(1) アクセスワシントンの特長	49
(2) アクセスワシントンで利用可能な情報・サービス	51
7 ITネットワークの構築	53
(1) 警察・司法統合情報システムの構築	53
(2) 小中高校、大学統合教育システム	54
(3) 政府間ネットワークの構築	55
8 ワシントン州における物品調達の現状	55
(1) IT関連物品・サービスの調達	55
(2) その他物品・サービスの調達	56

(3) 特殊な外注（建設関係）や労務者採用	57
9 電子納税システムの現状	57
10 セキュリティ対策	57
11 D I S デジタルアカデミーの構築とその機能	59
<b>第7章 カリフォルニア州政府における取り組み実例</b>	<b>60</b>
1 導入の背景	60
2 電子行政の拡大に向けたイニシアティブの発信	60
3 組織と協力体制	61
4 電子調達	62
5 課題	64
<b>第8章 メリーランド州政府における取り組み実例</b>	<b>66</b>
1 デジタル1ダース（Digital Dozen）	66
2 eMarylandイニシアティブ	66
3 今後の計画・目標等	67
4 メリーランド州議会による情報技術に関する6つのイニシアティブ	67
<b>第9章 ニューヨーク市政府における取り組み実例</b>	<b>69</b>
1 Eガバメントプロジェクト	69
2 Eガバメント事務局（Office of E-Government）	69
3 ウェブサイト上でのサービス	70
4 N P Oによる取り組み	71
(1) Fund for the City of New York（FCNY）	71
(2) その他	71
<b>第10章 電子調達に関する取り組み実例</b>	<b>72</b>
1 電子調達とは	72
2 カンザス州における取り組み例	73
3 コロラド州における取り組み例	73
4 ペンシルバニア州における取り組み例	74
5 メリーランド州における取り組み例	74
6 電子調達の課題	75
<b>第11章 Eガバメントの課題</b>	<b>77</b>
<b>第1節 デジタル・ディバイド</b>	<b>77</b>
1 デジタル・ディバイド（情報格差）	77
2 デジタル・ディバイド解消に向けた取り組み	79

3	電子民主主義（デジタル・デモクラシー）の思想	79
<b>第2節</b>	<b>電子認証</b>	79
1	電子認証とは	79
2	電子署名法の成立	80
<b>第3節</b>	<b>プライバシー及びセキュリティ問題</b>	80
1	プライバシーポリシー	80
2	セキュリティポリシー	81
<b>第4節</b>	<b>サイバーテロ対策</b>	81
1	サイバーテロ対策の歴史	81
2	クリントン政権時代の対策	81
3	アメリカ愛国法	82
4	サイバーセキュリティ研究開発法	82
<b>第5節</b>	<b>その他</b>	82
1	電子民主主義（デジタル・デモクラシー）	82
2	公務員、職員組合の抵抗	83
3	資金	83
4	Eガバメント導入に適する分野・適さない分野	83
<b>参考文献</b>		84

## はじめに

2001年1月、日本政府のIT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）は「e-Japan戦略」を決定し、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標に掲げた。続いて、同年3月には具体的な行動計画「e-Japan重点計画」を、2003年7月には第二期戦略とも言うべき「e-Japan戦略」を策定した。これらに基づき、現在、各省庁は、高速・超高速インターネットの普及、教育の情報化・人材育成の強化、ネットワークコンテンツの充実、電子政府・電子自治体の着実な推進、国際的な取り組みの強化、を柱とするIT施策の推進に努めている。また、2003年度末までの電子政府・自治体の実現を目標に、行政内部の電子化、行政サービスのオンライン化を推進している。

しかし、関係者の懸命の努力にもかかわらず、2003年11月に国連と国際電気通信連合（ITU）が発表した世界各国の電子政府進捗度評価によると、日本は総合評価で18位となっている。本調査は、国連加盟191か国を対象に、ITインフラの整備状況や行政情報・サービスのオンライン提供状況などを調査したものであるが、日本はITインフラの整備は進んでいるものの、国民との対話を推進すべき双方向システムの導入が進んでおらず、そのため一方的な情報提供が多いことが、低評価に甘んじている主な原因と見られている。

ところで、この調査で第1位の評価を得たのは米国である。米国においては、日本に先駆けること8年、1993年に民主党のクリントン政権が推し進めた行政改革の一方策として電子政府の導入推進活動が開始され、2001年に共和党のブッシュ政権に政権が移行した後も引き続き強力にその導入・改善が推進されている。ただし、これら施策の大部分は連邦法と大統領令によるもので、その対象は主に連邦政府機関である。そのため、各州政府やその下の地方政府レベル（カウンティ（郡）、市町村）に目を転じると、電子政府・自治体の導入については、それぞれの判断に委ねられているため、その進捗状況には大きなばらつきが見られる。しかし、日本より早く取り組んだ州・自治体が非常に多いため、日本の自治体が学ぶべき事例が多いのもまた事実である。

本レポートは、電子政府先進国である米国における取り組み状況を報告することで、我が国の、特に地方自治体における電子政府・自治体導入に寄与することを目的としている。したがって、本レポートにおいては、まず、米国連邦政府による電子政府導入の取り組みを報告し、それを踏まえた上で、各州政府とその下の地方政府レベルにおける電子政府・自治体の導入状況の実態を、先進事例を中心に報告する。

なお、日本でも導入が始まった電子投票については、米国では電子政府・自治体の範疇に含めないのが一般的であるため、本レポートでは触れないこととするが、クレアレポート第245号「米国の州及び地方団体の選挙」で触れているので、そちらを参照願いたい。

最後に、本レポートの作成に当たっては、ニューヨーク大学行政研究所の青山公三上席研究員、アメリカ州政府協議会インターナショナルセンターのジョージ・ウィン所長、イリノイ市町村会のケン・オルダーソン事務局長ほか多くの方々に多大な御協力をいただいた。ここに改めて厚く御礼申し上げる次第である。

（財）自治体国際化協会ニューヨーク事務所長



# 概 要

## 第1章 Eガバメント

本章では、電子政府・自治体 (= Eガバメント) の定義とその目的を明らかにするとともに、米国民がEガバメントに何を求めているのかを各種調査結果に基づいて紹介する。

## 第2章 連邦政府におけるEガバメントへの取り組み

本章では、クリントン政権時代から現在のブッシュ政権に至るまで、これまでに実施された連邦政府のEガバメント施策を紹介する。

クリントン政権時代については、主にEガバメント導入の基礎となったゴア副大統領(当時)による施策とその後の法令制定について、ブッシュ政権移行後については、2002年Eガバメント法とクイックシルバー・プロジェクトを中心にこれまでの施策を紹介するとともに、今後予定されている施策についても併せて紹介する。

## 第3章 州政府におけるEガバメントへの取り組み

本章では、各州政府におけるEガバメントへの取り組み状況の概要を、米国ブラウン大学が実施した調査の結果に基づいて紹介する。また、その現状を踏まえた上で、州政府レベルでの課題についても併せて紹介する。

## 第4章 カウンティ・市町村レベルにおけるEガバメントへの取り組み

本章では、カウンティ・市町村レベルにおけるEガバメントへの取り組み状況の概要を、国際市・カウンティ支配人協会(ICMA)が実施したアンケート結果を基に紹介する。

## 第5章 イリノイ州政府及び同州内市町村における取り組み事例

本章では、イリノイ州政府と、同州内のスプリングフィールド市及びアーリントンハイツ村におけるEガバメントへの取り組み事例について、現地調査を基に紹介する。

イリノイ州政府は、2002年に実施されたある調査結果によると、Eガバメントの進捗状況が全米4位にランクされた先進州であり、多くの先進的なサービスを提供している。

イリノイ州の州都であるスプリングフィールド市及びシカゴ郊外の比較的裕福な住宅地であるアーリントンハイツ村は、いずれも特に先進地とされている自治体ではない。しかし、米国のごく一般的な地方自治体におけるEガバメント導入の進捗状況の目安として、ここに紹介するものである。

## 第6章 ワシントン州政府における取り組み事例

本章では、長くIT先進州として君臨しているワシントン州政府におけるEガバメントへの取り組み事例について、現地調査を基に紹介する。

同州では、ゲイリー・ロック知事が掲げた「住民を中心とした州政府の運営への転換」

のスローガンに基づき、住民と政府の新たな関係を確立するための主要方策として、Eガバメントの導入が進められた。ここでは、現在提供されているサービスはもちろん、それを支える組織体制や予算についても紹介する。

#### 第7章 カリフォルニア州政府における取り組み事例

本章では、これもIT先進州として知られるカリフォルニア州政府における近年のEガバメント施策の見直し状況について、現地調査を基に紹介する。

#### 第8章 メリーランド州政府における取り組み事例

本章では、「Digital Dozen」施策で知られるメリーランド州政府におけるEガバメントへの取り組み状況について紹介する。

#### 第9章 ニューヨーク市政府における取り組み事例

本章では、全米一の大都市であるニューヨーク市におけるEガバメントへの取り組み状況について紹介する。

ここでは、ニューヨーク市政府による取り組みはもちろん、活気溢れる街らしく民間主導のプロジェクトが多く見られるニューヨークならではのNPO団体による取り組みも併せて紹介する。

#### 第10章 電子調達に関する取り組み事例

本章では、Eガバメントの有効な利用方法の1つである電子調達（インターネットを活用した物品調達・工事発注等）について、カンザス、コロラド、ペンシルバニア及びメリーランドの各州政府における先進事例を紹介する。

#### 第11章 Eガバメントの課題

本章では、Eガバメントが着実に進展している現在、米国においてクローズアップされているデジタル・ディバイド、電子認証技術の確立、プライバシー保護、セキュリティ確保、サイバーテロ対策をはじめとする様々な課題・問題点について紹介する。

# 第1章 Eガバメント

## 第1節 Eガバメントとは

### 1 Eガバメントの定義

Eガバメント(E-Government)は、英語名称が指し示すとおり、日本では「電子政府」と訳される。日本では、地方自治体レベルのEガバメントを「電子自治体」と称するが、米国においては、連邦政府、州政府、さらにその下の地方政府(カウンティ<sup>1</sup>、市町村等)といった政府のレベルに関係なく、政府の電子化についてはすべて「Eガバメント」と称している。したがって、米国におけるEガバメントの現状を報告する本レポートにおいても、政府レベルにかかわらず、すべて「Eガバメント」と称することとする。

米国におけるEガバメントとは、「政府業務を簡略化、迅速化するためのインターネット等のデジタル手段(以下「インターネット等」)の活用」であり、「行政機関がインターネット等を通じて情報やサービスを提供すること」であるとともに、「インターネット等を通じて住民が行政の意思決定に関わりやすくすること」でもある。

これに対し、現時点の日本における「電子政府」「電子自治体」とは、「住民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を目的とする、行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直し」とされている。

### 2 Eガバメント構築の目的

日米に共通するEガバメント構築の目的は、「利用者本位の行政サービスの推進」と「予算効率の高い簡素な政府の実現」である。

Eガバメントの推進により、行政内部では業務の最適化・効率化が図られると同時に、省庁間、部局間の情報共有が容易になり、予算効率の高い簡素な政府への変身が期待される。一方、行政サービスの受け手である住民から見ると、これまで行政機関窓口に赴かなければならなかった各種届出・申請手続きを、パソコンや電話を使って、任意の場所から、任意の時間に行うことができるようになるなど、利便性の飛躍的な向上が期待される。また、企業においては、届出・申請手続きの負担削減のほか、電子調達等による遠隔地の地方自治体との取引開始なども予想され、企業活動の活性化につながるものと期待される。

### 3 Eガバメント構築に係る日米の差異

Eガバメント構築の目的のうち、米国ではポピュラーであるが日本では従来あまり馴染みのなかった視点がある。

それは、「行政への住民参加の推進」(デジタルデモクラシー/Eデモクラシー/電子民主主義)の視点である。Eガバメントの導入によって住民が行政情報を容易に入手できる

---

<sup>1</sup> 州と市町村の間に位置することから一般に「郡」と訳される。しかし、権能面から見ると、多くのカウンティが州と市町村の間で様々な業務を行っており、日本で言えば、単なる地理上の区分である「郡」より「県」に近い自治体である。

ようになること、あるいは、行政当局に自分の意見を容易に伝達できるようになることを利用して、行政への住民参加の度合いを高めようとする考えである。

通常、行政からの情報の提供は一方的な伝達であり、その効果は情報の集積にとどまる。しかし、提供した情報について意見を持つ住民がいる場合、双方向的な伝達、引いては対話まで可能としなければ、せっかく提供した情報の効果的活用を図ることができない。この観点から、米国ではEガバメントの構築に際して、双方向的な機能の充実に力を注ぎ始めている。

## 第2節 住民が求めるEガバメント

デジタル社会の到来に対し、より敏感に反応したのは民間企業である。Eガバメントよりも遙か昔から、その企業活動にインターネットを活用してきた。今では電子的な商取引（Eコマース）も一般に浸透し、インターネットで買い物を済ませることも可能になった。

インターネットが取引の手段として受け入れられるにつれて、市民のEガバメントに対する考え方も大きく変化してきている。

### 1 Eガバメントの利用状況

ある調査<sup>2</sup>によれば、すでにEガバメントを利用している住民の、主な利用目的は次のとおりであった。

- 税関連情報の閲覧や税の支払
- 不動産情報の閲覧
- 自動車登録情報の閲覧やオンラインサービスの利用
- 社会保障関連情報の閲覧やオンラインサービスの利用
- 州立公園の利用予約及び関連情報の閲覧
- 政府職員募集への応募

また、企業の主な利用目的は次のとおりであった。

- 税関連情報の閲覧や税の支払
- 許認可情報の閲覧
- 裁判記録の調査
- 法令、判例等の調査
- 経済情報の閲覧

### 2 市民が望むEガバメント像

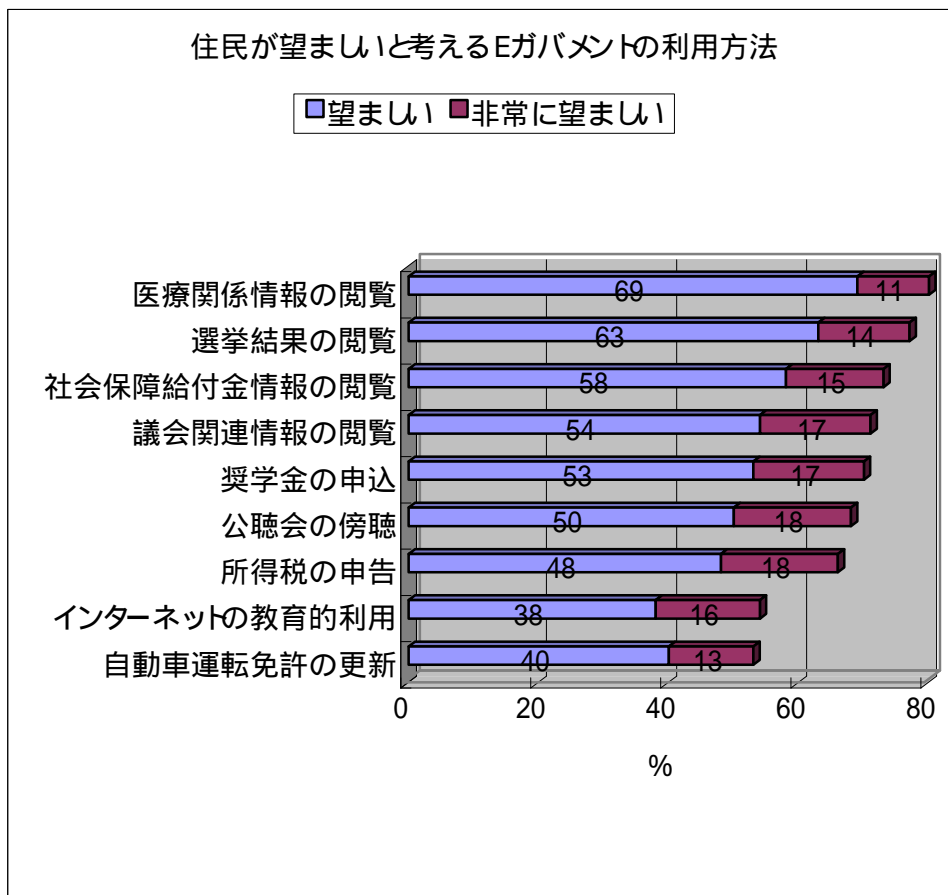
また、別の調査<sup>3</sup>において、一般住民を対象にEガバメントを何の目的に使うべきかという質問をしたところ、現状とは若干異なる結果となった。

---

<sup>2</sup> National Information Consortium (NIC), "Benchmarking the E-government Resolution : Year 2000 Report on Citizen and Business Demand," [www.nicusa.com](http://www.nicusa.com), 07/26/00

<sup>3</sup> Council for Excellence in Government (CEG), "E-Government : The Next American Revolution", [www.excelgov.org](http://www.excelgov.org), September, 2000 / July, 2001

グラフのとおり、医療や社会保障に関する情報、選挙結果、議会議事録等の閲覧のほか、奨学金の申込み、公聴会のオンライン傍聴、税金のオンライン申告、自動車免許の更新、インターネットの教育目的の利用（例えば教室での科学の授業、インターネットや衛星通信によるリモート講習など）が望ましい利用として挙げられている。



出典：Council for Excellence in Government (CEG)、“E-Government：The Next American Revolution”、September, 2000 / July, 2001

### 3 Eガバメントに対する住民の評価

この調査では、住民の44%が現在の政府を非効率だと見ている一方で、51%がEガバメントによって政府の運営のあり方にプラスの効果が見られると見ているという結果も出た。

つまり、政府と住民の距離を近づけることで、情報・サービスの入手を容易にし、行政側に意見を届けやすくする効果があると考え、また、行政運営上も、長期的に見ればコストの縮減につながり、連邦、州、市町村等の各政府がより効果的に連携できるようになると考えているのである。